

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和6年12月25日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
重成 麻利

記

1. 公募に付する事項

本業務は、「ラマン分光分析計」について、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、契約予定者以外に本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が2者以上あれば競争入札を行うものとし、1者のみの場合には随意契約を行うことを予定している。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 公募説明書及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。

3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房会計課調達係
電話番号 03-3581-0141 内線2298

(2) 参加意思確認書及び物品の仕様に関する資料の提出期限、場所及び方法

令和7年1月23日（木） 17時00分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(4) 資格等に関する書類は返還しない。

公 募 説 明 書

警察庁長官官房会計課

項目及び構成

- 1 公募に付する事項
- 2 調達内容
- 3 参加資格
- 4 参加申込要領
- 5 参加申込者の義務
- 6 参加意思確認書の提出期限等
- 7 物品の仕様に関する資料及び納入機器予定リストの提出
- 8 その他

- | | |
|------|---------------|
| 別紙－1 | 契約書（案）及び仕様書 |
| 別紙－2 | 参加意思確認書 |
| 別紙－3 | 提出資料一覧表 |
| 別紙－4 | 暴力団排除に関する誓約事項 |
| 別紙－5 | 物品の仕様に関する資料 |
| 別紙－6 | 納入予定機器リスト |

1 公募に付する事項

本業務は、ラマン分光分析計の調達であり、下記参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

2 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
ラマン分光分析計 10式
- (2) 調達件名の性質等
仕様書による
- (3) 納入期限及び履行期限
仕様書による
- (4) 納入場所
仕様書による

3 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はCの等級にそれぞれ格付けされているものであること。
- (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) この公募説明書及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。

4 参加申込要領

- (1) 参加申込者に要求される事項
 - ① この公募に参加を希望する者は、公募公告、公募説明書及び契約書（案）（別紙－1）を熟読の上、申し込まなければならない。この場合において、公募説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。
ただし、参加申込締切後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - ② 契約書（案）（別紙－1）の内容を遵守できることを前提に申し込みすること。
 - ③ この公募に参加を希望する者は、参加意思確認書（別紙－2）及び提出資料一覧表（別紙－3）に基づき書類を作成・準備する。
 - ④ 本公告に示した公募に参加資格のない者、提出資料等に虚偽の記載をした者及び5の参加申込者の義務を守れなかった者は、当該品目の参加を無効とする。
 - ⑤ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ⑥ 提出された書類を公募参加資格の確認以外の用途で、提出者に無断で使用することはない。
 - ⑦ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑧ 一旦受領した書類の差替及び再提出は認めない（納入予定機器リストを除く。）。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項
公募参加者は、参加意思確認書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙－4）に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなつたと

きは、当該者の申込みを無効とする。

5 参加申込者の義務

- (1) この公募の参加にあたり、警察庁から提供した情報及び仕様書等一切の書類並びにこれらに基づいて乙が作成した文書・図面・見本・製品等について、第三者に開示・漏洩してはならない。
- (2) 警察庁担当者が求める説明及び文書の提出の要求に対して速やかに対応すること。

6 参加意思確認書の提出期限等

- (1) 参加意思確認書の提出期限
令和7年1月23日 17時00分
- (2) 参加意思確認書の提出場所
〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
警察庁長官官房会計課調達係
電話番号 03-3581-0141（内線）2298
郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日までに必着すること。

7 物品の仕様に関する資料及び納入予定機器リストの提出

- (1) 資料提出
仕様書の内容を確認し、下記提出期限までに物品の仕様に関する資料（別紙-5）及び納入予定機器リスト（別紙-6）を提出すること。提出要領は、4(1)④から⑧まで及び5に準ずるとともに、仕様を満たさないものは無効とする。
応募要件を満たすと認められる申込者が2者以上あった場合は競争入札を行うものとし、1者のみの場合には随意契約を行うことを予定している。
- (2) 提出期限
令和7年1月23日 17時00分

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 問い合わせ先
契約に関する事項
警察庁長官官房会計課調達係
03(3581)0141 内線2298
仕様に関する事項
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課
03(3581)0141 内線4515

契 約 書 (案)

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり売買契約を締結する。

- | | | | |
|---|------------|---|--|
| 1 | 品 | 名 | ラマン分光分析計 |
| 2 | 数 | 量 | 10式 |
| 3 | 仕 | 様 | 仕様書のとおり |
| 4 | 契 約 金 額 | ¥ | うち消費税額及び地方消費税額 ¥
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。 |
| 5 | 内 | 訳 | 内訳書のとおり |
| 6 | 納入期限及び履行期限 | | 仕様書のとおり |
| 7 | 納入場所及び履行場所 | | 仕様書のとおり |
| 8 | 契 約 保 証 金 | | 徴収免除 |

（目的）

- 第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の物品（以下単に「物品」という。）を売り渡し、別添仕様書に記載された研修（以下単に「研修」という。）を行う。
- 2 契約金額及び単価は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

（契約保証金）

- 第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

（納入）

- 第3条 乙は、表記納入期限までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。
- 2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、甲が検査に合格した物品を受領することにより、完了するものとする。
- 3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。ただし、納入場所が地方（本庁以外の機関をいう。）の場合、乙は甲に対し、納入場所担当係官が確認した受領書を添付した甲宛ての出荷報告書を提出しなければならない。

4 納入に係る一切の費用は、乙の負担とする。

(検査)

第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、希望検査日の10日前までに、希望検査日時、場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決めた上、双方立会の上、甲が定める方法にしたがって検査を受けなければならない。

2 納入する物品は、全て甲の指示（見本、図面、仕様書等）のとおりであって、前項の検査に合格したものでなければならない。

3 乙は、物品を納入した後、研修を完了した場合、甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

4 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、遅滞なく検査を行わなければならない。

5 検査に必要な費用は乙の負担とする。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第6条 物品の所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(不合格品の引取り)

第7条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。

2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後いつでも当該不合格品を他の場所に移動し、又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用は全て乙の負担とする。

(遅延賠償金)

第8条 乙は、甲の指定する納入期限内に物品を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、納入期限後に完納する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第

337号。以下「債権管理法施行令」という。)第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。)を乗じて計算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

第9条 甲は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第10条第1項に該当する場合

(4) 乙が第24条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法(明治29年法律第89号)第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金

の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第12条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、

第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(再委託)

第13条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(契約金額の支払)

第14条 甲は、乙が第4条の検査に合格した後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、契約金額を乙に支払うものとする。

- 2 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。
- 3 甲は、第9条による契約解除の場合、既に履行済の部分があり、これが未履行の部分と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、その対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当

該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第16条 甲は、第9条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第17条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第18条 乙は、物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲

に対して書面により通知するもとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

(保証事項)

第19条 乙は、本契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日から起算して12箇月以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

(契約不適合責任)

第20条 甲は、物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。

5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第23条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第24条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第25条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
重 成 麻 利

乙

内 訳 書

(単位:円)

品 目	数 量	単 価	金 額	備 考
小計 (税抜)				
消費税				
合計 (税込)				

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなげ

ればならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名 印

令和 年 月 日付で契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が警察庁に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負（再委託）をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

仕 様 書

当庁で調達するラマン分光分析計の仕様は下記のとおりである。

1. 件 名 ラマン分光分析計の調達
2. 使用目的 当該装置は、捜査等の現場で発見された物品について、当該現場において非接触・非破壊で規制薬物であるか否かの確認を可能とし、もって迅速かつ的確な判断を図り、規制薬物の所持者の迅速な身柄拘束等に資するものである。
3. 品名・数量 ラマン分光分析計 10式
4. 納入場所 別紙1「納入場所等一覧」のとおり。
5. 納入期限及び履行期限 警察庁の別途指定する日
6. 使用概要 ラマン分光分析計は、職務質問の所持品検査や犯罪との関連が思料される場所等の捜索によって規制薬物の疑いがある物品を発見した際に使用し、試料（対象物）にレーザー光を照射した際の散乱光（ラマン光）のスペクトルを計測・分析して物質を特定することで、試料が規制薬物であるか否かを、非接触・非破壊で確認するものである。
7. 基本事項
 - (1) 本体装置周辺の温度が -10°C ～ 50°C 程度の屋内外での使用に耐えうること。
 - (2) 内蔵バッテリーにより、装置単体で10時間は使用可能であるとともに、AC/DCアダプタによっても稼働できること。DCアダプタについては自動車のシガーソケットから充電が可能なこと。
 - (3) 装置単体で試料のラマンスペクトルの測定及び成分の判定が可能であること。
8. 個別仕様 **【分光分析計本体】**
 - (1) 構造、重量
簡易に携帯して使用するため、重量700g以下、縦横厚さ3辺の長さの合計が35cm以下の大きさとし、携帯時に通常生じる衝撃に耐えうる構造であること。
 - (2) 装置の基本性能
下記のとおりの基本性能を有すること。
 - ・レーザー光の波長：785nm
 - ・レーザー光の強度：200mW以上（ただし、JIS C6802のクラス3B

であること)

- ・ラマンシフト測定範囲：300～1800cm⁻¹
- ・分解能：7～10.5cm⁻¹

(3) 検査方式

試料に照射したレーザー光の反射光を受光し、ラマン光のスペクトルデータを測定するもので、透明プラスチック袋内あるいは透明ガラス容器内の試料も、外部から測定可能であること。

(4) 分析方法

試料のラマンスペクトルを測定し、装置内のライブラリスペクトル又は装置内のライブラリスペクトルから合成した合成スペクトルとの比較検索により分析する方法を用いていること。

(5) ライブラリ

内蔵のライブラリに別紙2「対象物質一覧」に掲載の物質のラマンスペクトルデータを含むこと。

(6) 判定結果表示

装置本体にモニター部を有し、判定した物質名と検査年月日時が日本語で表示されること。また、判定した成分が規制薬物の場合には表示色等で注意喚起されること。

(7) 分析精度

- ① 次の条件を満たす実証実験の結果が公表されていること。
 - ・未知の実証試料600点以上による実証実験がされていること。
 - ・実証試料のうち、メタンフェタミンを含有する試料について300点以上、コカインを含有する試料について60点以上、これらのうち一割は他の物質との混合物である実証試料の検証がなされていること。
 - ・実証試料にピロリジン型カチノン類又はその含有試料が10点以上含まれていること。
 - ・メタンフェタミン、コカインを含有しない実証試料による偽陽性が生じていないこと（メタンフェタミン、コカインに対する陽性的中率が100%であること。）。
 - ・メタンフェタミン、コカイン（その混合物を含む）に対する診断感度がそれぞれ90%以上であること。
- ② 2-フェネチルアミンとN-イソプロピルベンジルアミンの混合物について、メタンフェタミンあるいはアンフェタミンと判定をしないことが確認されていること。
- ③ α-PVP、5-MeO-DIPT及び5-MeO-MIPTについて、コカインと判定をしないことが確認されていること。

(8) 分析記録

測定結果を本体内に記録し、USB経由でPCに出力できること。そのためのUSBケーブルを付属すること。

(9) 充電装置

本体に充電可能なAC及びDCアダプタを付属すること。

(10) その他

- ・装置起動時にパスワードが要求され、正しいパスワードが入力されないと装置が使用できないように設定されていること。
- ・自己診断機能を有すること。
- ・装置本体及びケーブル類を収納するケースを付属すること。

【管理装置】

下記の条件を充足しているノート型パーソナルコンピュータを分光分析計一式につき各1台備えること。

① 使用条件

本構成機器は、以下の使用条件で異常なく動作すること。

温度 10～35℃

湿度 20～80%（結露しない状態）

電源電圧 AC100～110V（50/60Hz）

本装置に搭載したソフトウェアは、安定して動作すること。

② 本構成機器は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の契約時における最新の基準を満たしていること。

③ 構成及び構造

ノート型パーソナルコンピュータの構成及び構造は、表-1のとおりとする。

表-1 ノート型パーソナルコンピュータの構成及び構造

区分	【品目】及び 記事	数量 単位
本体	【本体部】 (1) ノート型であること。 (2) 画面の大きさは、15型以上、17型以下であること。 (3) カラー液晶ディスプレイであること。	1式
	【ソフトウェア】 (1) 装置本体に記録された分析記録の管理、印字や、装置の状態を管理、印字するためのソフトウェアをインストールすること。 (2) ソフトウェアは、探知物のアラーム表示、装置異常表示をブザー出力とともに行う機能、装置の状態、探知履歴、探知アラームの履歴を表示、印字する機能を有すること。 (3) 各々のソフトウェアについて、リカバリー用のCD又はDVDを付属すること。ただし、製品等にリカバリー用のCD又はDVDが付属していない場合は、警察庁と協議すること。 (4) 各々のソフトウェアについて、取扱説明書を付属すること。ただし、製品等に取扱説明書が付属していない場合は、警察庁と協議すること。	1式

付 属 品	【ACアダプタ】 本体部に接続して使用できること。	1 式
	【マウス】 (1) 光学式又はレーザー式であること。 (2) 2 ボタン式以上であること。 (3) ホイール等により、マウスを移動せずに画面のスクロールができること。	1 式
	【セキュリティワイヤー】 (1) 本体のセキュリティスロット等に接続できること。 (2) ワイヤーは1 m以上2 m未満の長さで、南京錠（鍵付き）を付けること。	1 式
	【LANケーブル】 (1) カテゴリ6に対応するストレート結線のUTPケーブルであること。 (2) ケーブル長は5m以上であること。	1 式
	【その他】 調達する機器を正常に稼働させるために必要となるものを付属すること。	
添 付 品	【取扱説明書】 (1) 日本語表記であること (2) 媒体は紙、CD-ROM、CD-R、DVD-ROM又はDVD-Rであること。	1 式

④ 機能及び性能

ノート型パーソナルコンピュータの機能及び性能は、表-2のとおりとする。

表-2 ノート型パーソナルコンピュータの機能及び性能

品 目	項目	機能及び性能
本 体 部	CPU	Intel Core i5（第4世代）CPUにおけるコア数が2以上、動作周波数が1.8GHz以上、最大動作周波数が3.1GHz以上と同等の処理能力を有すること。
	メモリ	2 Gバイト以上であること。
	内蔵HDD等	500 Gバイト以上の容量であること。
	光学ディスクドライブ	(1) 内蔵型であること。 (2) DVDスーパーマルチドライブ内蔵DVD±R DL（二層書き込み）対応の光学ドライブを有すること
	USBインターフェース	本体部に接続する必要がある機器を全て接続した状態において、USB2.0又はUSB3.0に対応した予備のポートを1個以上有すること。 なお、USBハブを用いても良いものとする。
	ディスプレイ	1,366×768ドット以上の解像度で、1677万色以上で表示できること。
	キーボード	(1) JIS規格のキー配列に準拠すること。 (2) 日本語に対応すること。
	電源	(1) 入力がAC100V～110V、50Hz/60Hzに対応できること。 (2) 電源コードは240Vまで耐えられること。

	バッテリー	<p>(1) 内蔵型であること。</p> <p>(2) 2時間以上の連続稼働が可能であること。</p>
ソ フ ト ウ ェ ア	OS	<p>(1) Microsoft Windows 11 Pro (日本語版) 64bit、又はこれと同等のものを搭載すること。</p> <p>(2) 日本語に対応すること。</p> <p>(3) 公告時における最新版であること。</p>
	ウイルス対策ソフトウェア	<p>OSで動作する以下の機能を持つソフトウェア (日本語版) を導入済みであること。</p> <p>ただし、ウイルス対策ソフトウェアを導入することにより、分光分析計本体の分析機能等に支障が生じる場合は、ウイルス対策ソフトウェアの導入を要しない。この場合は、ノート型パーソナルコンピュータで外部記録媒体を利用できないよう、技術的又は物理的な措置を執ること。</p> <p>(1) メモリに常駐し不正プログラムをリアルタイムに監視する機能を有すること。</p> <p>(2) ノート型パーソナルコンピュータに保存された全てのファイルに対して、システム管理者が設定した時刻に自動で、及び任意の時刻に手動で、不正プログラムを検索できること。また、不正プログラムを検知した場合は駆除、隔離及び削除 (以下「駆除等」という。) の処理ができること。</p> <p>(3) ファイルの入出力を監視し、不正プログラムを検知できること。また、不正プログラムを検知した場合は駆除等の処理ができること。</p> <p>(4) ノート型パーソナルコンピュータにおいては、OSのプロセス、レジストリ、メモリへのアクセスを監視し、不正プログラムにより行われた可能性のあるアクセスを検知し、当該アクセスの実行を防止できること。</p> <p>(5) ノート型パーソナルコンピュータで利用できる外部記録媒体を用いて不正プログラム検索エンジン及び不正プログラム定義ファイルを更新できること。</p> <p>(6) 日本語に対応すること。</p> <p>(7) 公告時における最新版であること。</p> <p>(8) システム管理者が設定したファイルを、不正プログラムの検索対象から除外できること。</p>
	セキュリティ機能	<p>OS又ソフトウェア (日本語版) を導入することにより、以下のセキュリティ機能を実現すること。</p> <p>なお、導入するソフトウェアは契約時における最新版であること。</p> <p>1 権限分離</p> <p>(1) システム管理者と利用者の権限を分離し設定できること。</p> <p>(2) 管理者権限での操作及び利用者権限の設定については、システム管理者のみが実行可能とし、システム管理者及び利用者のユーザIDはそれぞれ複数設定できること。</p> <p>(3) 証跡に関するシステム管理者は、ほかのシステム管理者とは別に設定できること。</p> <p>2 認証管理</p>

	<p>(1) OSへのログインは、ユーザID及びパスワードの認証により行えること。</p> <p>(2) 設定するパスワードの要件については警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) システム管理者及び利用者が、それぞれ自身が利用するパスワードの変更を実施できること。</p> <p>(4) 2(2)のパスワードについて、一定回数以上認証に失敗した場合に一定時間認証機能を停止する機能を有すること。</p> <p>(5) 2(2)のパスワードの要件(2(4)の回数及び時間に関する設定を含む。)については、システム管理者のみが設定できること。</p> <p>3 内蔵HDD暗号化 内蔵HDD内のOSを含むユーザ領域全体(ブート領域を除く。)を自動的に暗号化する機能を有すること。 なお、当該暗号化に用いる暗号化方式は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(契約時における最新のもの)から選択するものとし、警察庁の承認を得ること。</p> <p>4 端末ロック機能 (1) あらかじめ設定した期間を超えてキーボード及びマウスの操作がいずれも行われない場合は、本端末の操作が行えないようロックすること。 なお、ロック中のディスプレイ表示は、スクリーンセーバ等により保護すること。 (2) (1)の設定は、システム管理者のみが行えること。 (3) (1)によるロックの解除は、ロックされた際の利用者が行えること。</p>
証跡収集	<p>1 外部記録媒体に対するファイル操作について、以下の証跡を収集できること。</p> <p>(1) ファイル操作の年月日時分秒</p> <p>(2) ユーザID</p> <p>(3) 情報の入出力の別</p> <p>2 端末認証の実施状況について、以下の証跡を収集できること。</p> <p>(1) 認証の試行日時(年月日時分秒)</p> <p>(2) 認証の試行に用いられたユーザID</p> <p>(3) 認証の成否</p> <p>3 1及び2で収集した証跡を5年以上内蔵HDDにテキスト形式で保存できること。</p> <p>4 3について、証跡に関するシステム管理者が保存期間の上限を設定できること。</p> <p>5 1及び2で収集した証跡は、証跡に関するシステム管理者以外のシステム管理者による消去、編集及びアクセスを禁止できること。</p> <p>6 外部記録媒体に対する情報の入出力操作の証跡を検証で</p>

	きること。 7 端末認証の実施状況について検証できること。 8 6及び7の証跡の検証は管理者権限とは別の権限で行えること。
--	---

⑤ ライセンスに関する事項

その他ライセンスに関する事項

契約者は、本仕様書で調達するソフトウェア製品のうち、ガバメントライセンスが利用可能なものは、これを利用してよいものとする。

なお、利用可能なガバメントライセンスは、表-3のとおりとする。

表-3 利用可能なガバメントライセンス

製品名	ライセンス名称	価格レベル
マイクロソフト製品	Select Plus for G	D
ジャストシステム	JL-Excellent	E

9. 保 守

- (1) 納入後1年間は無償保証期間とすること。また、同一原因による故障が発生しないよう、品質管理には万全を期すとともに、故障により交換した部品については、1年間の保証期間を設けること。ただし、無償保証期間終了後においても、設計上の重大なミスで、明らかに落札者側にその責が有りと認められる場合は、直ちに無償でその対策を実施するものとする。
- (2) 納入後1年間はサポート期間とし、ライブラリ、その他内部のソフトウェアのアップデートがあった場合に、要請に応じ、無償でアップデートを施すこと。サポート期間終了後もメタインフェタミン、コカインに対し偽陽性を生じる事案があった場合には、原因の究明と装置の改善に対応すること。
- (3) 納入時に安全性や精度を確認するための検査を実施すること。
- (4) 故障時の対応を速やかに行うこと。

10. そ の 他

- (1) 納入時に操作説明書を納めること、また、装置納入後、取扱職員に対して、別紙3の仕様により研修を実施すること。
- (2) 入札金額には、納入に係る費用及び納入後の研修等、関係する一切の費用を含むこととする。
- (3) 納入にあたっては、事前に納入場所を確認し、納入日、時間等について当庁担当職員と事前調整を行うものとする。

- (4) 仕様書に示す仕様等については、最低限の基準を示したものであり、明記していない事項についても当然備えるべき事項は、完備しているものとする。
- (5) 仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてあらかじめ警察庁に機器等リストを提出し、警察庁がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
- (6) 仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると警察庁が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講ずること。

別紙 1 納入場所等一覧

- 1 青森県警察本部：青森県青森市新町 2 丁目 3 番 1 号
- 2 秋田県警察本部：秋田県秋田市山王 4 丁目 1 番 5 号
- 3 山形県警察本部：山形県山形市松波 2 丁目 8 番 1 号
- 4 福井県警察本部：福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号
- 5 三重県警察本部：三重県津市栄町 1 丁目 100 番地
- 6 和歌山県警察本部：和歌山県和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地 1
- 7 山口県警察本部：山口県山口市滝町 1 番 1 号
- 8 愛媛県警察本部：愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2
- 9 高知県警察本部：高知県高知市丸ノ内 2 丁目 4 番 30 号
- 10 佐賀県警察本部：佐賀県佐賀市松原 1 丁目 1 番 16 号

別紙2 対象物質一覧

【規制薬物 (混合物検索を必須とするもの)】

- 1 メタンフェタミン塩酸塩
- 2 コカイン塩酸塩

【規制薬物】

- 3 α -PVP塩酸塩
- 4 5-MEO-DALT
- 5 5-MEO-DIPT
- 6 GHBナトリウム塩
- 7 MDA塩酸塩
- 8 MDMA塩酸塩
- 9 MDEA塩酸塩
- 10 アンフェタミン硫酸塩
- 11 オキシコドン塩酸塩
- 12 オキシモルフィン
- 13 ケタミン塩酸塩
- 14 コデインリン酸塩
- 15 フェネチリン
- 16 2-フェネチルアミン塩酸塩
- 17 フェンタニルクエン酸塩
- 18 ヘロイン塩酸塩
- 19 メサドン塩酸塩
- 20 メチロン塩酸塩
- 21 メチルフェニデート塩酸塩
- 22 モルヒネ塩酸塩

【前駆物質】

- 23 アセトン
- 24 イソサフロール

- 25 サフロール
- 26 フェニル酢酸
- 27 プソイドエフェドリン塩酸塩
- 28 酢酸
- 29 酢酸エチル
- 30 無水酢酸

【その他】

- 31 エタノール
- 32 カフェイン
- 33 グルコース
- 34 グルタミン
- 35 セルロース
- 36 トルエン
- 37 ホウ酸
- 38 ビタミンC
- 39 ニコチンアミド
- 40 ニコチン酸
- 41 マルトース
- 42 メタノール
- 43 ラクトース
- 44 砂糖
- 45 重曹
- 46 炭酸カルシウム

別紙3 研修の仕様

1 研修の目的

本仕様書で調達するラマン分光分析計を使用するため、装置納入後、当該装置を使用し、必要となる知識及び技能を習得するもの。

2 研修対象

当該資機材の納入を予定している都道府県警察において、本装置の使用に関わる部門が指定する職員（概ね最大40名まで対応すること。最少人員は問わない）。

3 研修日数及び研修日時

研修日数については、土日及び祝日を除く1日間とする。研修日時については、本資機材の履行期限内で警察庁と協議すること。

4 研修時間

研修時間は、午前9時30分から午後0時及び午後1時から午後5時の間の必要な時間とする。また、授業の進捗状況によりその日に予定した研修が修了しない場合は、研修時間を延長して修了させること（当該延長により、契約金額の変更は生じないものとする。）。

5 研修場所

研修場所は、当該資機材の納入を予定している都道府県警察の施設とし、受講者全員に対して同時に研修を行うために必要な機材を使用できる場所を当該警察と調整すること。

6 研修内容等

(1) 研修内容

- ・製品の概要説明
- ・基本的な使用方法
- ・各種機能の操作方法
- ・各種情報の見方
- ・製品使用上の注意事項 等

(2) 講師等

ア 講師は、1名以上を配置し、教室が分かれる場合は、1つの教室に1名以上を配置すること。

イ 日本語にて講義を行うこと。

(3) 配付資料

各受講者には、研修期間中に使用する教本等の資料一式を、事前に又は受講場所において配付すること。

7 提出資料及び提出期日等

(1) 研修に用いる資料

受講者に配付する資料を、履行期限までに警察庁及び納入場所の都道府県警察に各一式を提出すること（研修実施前でも提出可）。

当該資料は、事業者等（本装置を納入する事業者及び本研修の実施を当該事業者から委託された者があれば当該者を言う。以下同じ。）との協議を必要とせず、情報公開や公判上の提出要請に複写等に対応できるものとする。

(2) 業務完了報告書

業務完了報告書を履行期限までに警察庁に提出すること。なお、業務完了報告書に記載する内容は、事前に警察庁と協議すること。

8 その他

(1) 一般適用

ア 本別紙記載事項は研修の実施方法の大要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならない事項はもちろん、軽微な部分で記載のない事項であっても、自然附帯の業務はすべて警察庁の指示により、契約の範囲内で実施すること。

イ 事業者等は、研修に係る事項について、事前に警察庁の了承を得るものとする。

(2) 講習計画の変更等

事業者等は、効果的な研修を行うために警察庁担当者との連絡を密にし、改善すべき事項が生じたときは速やかに対応し是正を図るものとする。ただし、変更することにより契約内容が変更される場合はこの限りではない。

参加意思確認書

年 月 日

警 察 庁 殿

所 在 地 :

会 社 名 :

代 表 者 名 :

当社は、令和6年12月25日付け警察庁公告に基づく、下記の件名について、受注体制が整っておりますので、同公告に記載の内容を承諾の上、指名されることを希望いたします。

記

件名 ラマン分光分析計

添付資料：提出資料一覧表

提出資料一覽表

提 出 日 :

会 社 名 :

担 当 者 名 :

連 絡 先 :

- 1 資格審査結果通知書

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について参加意思確認書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

物品の仕様に関する資料

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
印

令和6年12月25日付け公募公告の〔ラマン分光分析計〕に係る物品の仕様に関する資料について、別添の書類等を提出します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと、警察当局から暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、本契約業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせないことを了承し、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部を第三者に再委託する場合は、契約書（案）別添「再委託承認申請書」により指定された期日までに提出し、事前に承認を得ることを誓約します。

記

- 1 仕様と適合していることを証明する資料（カタログ等添付）
- 2 納入機器予定リスト（別紙－6）

*再委託予定の有無 有 無

調達案件名 (システム名)	
法人名	

○ 提案機器等一覧

通番	区分	製造業者・ 役務実施業者	本社所在国	業者の法人番号 (半角数字)	製品名・ 役務実施場所	型番	備考
(例)	ノートPC	○×電機	日本	1234567890123	○○NOTE	AAA 0123	
(例)	プリンタ	△△△	米国	3210987654321	△△E1234e	BBB-1111	
(例)	アプリケーション	OSS	OSS		7-Zip		https://www.●● ●.com
(例)	システム開発等	◎◎ソリューション	日本	1111111111111	東京都○○区××		
(例)	再委託	○○○ソフト開発	日本	2222222222222	さいたま市○○区△△		
(例)	再々委託	××システムズ	日本	3333333333333	横浜市××区○○		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※ 記載欄が足りない場合は、行を追加してください。
 なお、行の追加以外の変更(数式やリンクの貼付等を含む)は行わないようお願いいたします。

登録番号

ハブ	日本
スイッチ	OSS
ルータ(VPN等含)	不明
ファイアウォール	米国
IDS(Intrusion Detection System)	中国
IPS(Intrusion Prevention System)	台湾
UTM(Unified Threat Management)	香港
メールサーバ	仏国
ウェブサーバ	韓国
DNSサーバ	独国
ファイルサーバ	英国
データベースサーバ	豪州
認証サーバ	UAE
メインフレーム	アイルランド
管理サーバ(ADサーバ等)	イスラエル
Proxyサーバ	イタリア
NAS(Network Access Server)	インド
デスクトップPC	ウクライナ
ノートPC	ウルグアイ
モバイル端末	エストニア
プリンタ	オーストリア
テレビ会議システム構成機器	オランダ
IP電話システム構成機器	カナダ
ネットワークカメラシステム構成機器	キプロス
各種センサー	シンガポール
入退システムの構成機器	スイス
OS	スウェーデン
アプリケーション	スペイン
ウェブコンテンツ	スロバキア
ミドルウェア	チェコ
ファームウェア	デンマーク
キーボード	トルコ
マウス	ニュージーランド
外付けハードディスク	ノルウェー
USBメモリ	ハンガリー
その他	フィリピン
システム開発等	フィンランド
再委託	ブラジル
再々委託	ブルガリア
運用・保守	ベトナム
通信サービス	ベラルーシ
クラウドサービスの提供	ベルギー
電子証明書(民間認証局利用)	ポーランド
ドメイン(政府ドメイン以外利用)	マレーシア
端末等の廃棄	南アフリカ
データの管理・処理	ラトビア
	リヒテンシュタイン
	ルーマニア
	ルクセンブルク
	ロシア